

横須賀ソフトテニス協会 会則

第1章	総則	
	第1条 (名称)	本会は、横須賀ソフトテニス協会(以下「協会」という)と称する。
	第2条 (事務局)	協会の事務局は会長の定めたところに置く。
	第3条 (所属)	協会は次の機関に加盟する。 (1)横須賀市体育協会 (2)神奈川県ソフトテニス連盟 (3)日本ソフトテニス連盟
	第4条 (目的)	協会は、会員相互の協調と親睦を通じてソフトテニスの振興と技術の向上及び普及、育成を図り、健全な心身を養うとともに、より豊かな社会人の育成を目的に事業を実施する。
第2章	組織・会員及び入会・脱会	
	第5条 (組織及び会員)	本会は、横須賀地区にある登録団体、及び関連ソフトテニス団体で組織する。 但し、隣接市町にあるソフトテニス団体の登録を妨げない。 協会は別表1に定める団体をもって組織とする。 協会の会員は、第5条の団体に所属する会員とする。
	第6条 (入会及び脱会)	本会に登録希望のソフトテニス団体は理事会の審議で決める。退会するときは本会に届けるものとする。 協会に入会する団体は、その責任者が別に定めた申込書により所定の手続きをし、理事会の承認を受けるものとする。 協会を脱会しようとする団体は、会長に脱会届を提出しなければならない。 会員が本協会会員として不適当と認められる場合は、理事会の決議により会員、場合によっては団体を脱会させる事ができる。
第3章	第7条 (事業)	協会は、第4条の目的達成のため下記の事業を行う。 1. 各種大会、講習会の開催及び参加。 2. ソフトテニススクールの開催。 3. 他の協会との交流及び国際交流事業の実施。 4. 横須賀市及び横須賀市体育協会から要請された事業の遂行。 5. その他協会の目的達成に必要な諸事業。
第4章	役員	
	第8条 (構成)	協会は必要により、下記の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 顧問・参与 若干名 4. 理事長 1名 5. 副理事長 若干名 6. 常任理事 若干名 7. 理事 必要数 8. 会計 2名 9. 監事 2名
	第9条 (選出)	協会役員は、下記によって選び、各々その職務を遂行する。 1. 会長は、理事会で推挙し、総会で承認する。会長は協会を代表し会務を統括し総会の議長となる。 副会長は、理事会に諮り、会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、もし会長に事故あるときはその職任務を代行する。 2. 顧問・参与は、理事会に諮り、会長が委嘱し、協会の重要事項の諮問に応じる。 3. 理事長は、理事会で推挙し、総会で承認する。理事長は理事会及び常任理事会の決するところに従い会務を統括し、理事会及び常任理事会の議長となる。 副理事長は、会長及び理事長がこれを委嘱し、総会で承認する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその職任務を代行する。 4. 常任理事は、理事長の推挙により、総会で承認する。常任理事は理事長の会務執行を補佐する。 5. 理事は、各団体にて原則各1名を選出する。 6. 会計(常任理事)は、理事会で選出する。会計は、理事長を補佐し、会計事務を処理する。 7. 監事(常任理事)は、理事会で選出する。監事は、会計を監査し、理事会で報告をする。 尚、役員改選に関し、理事会当日の推挙及び選出の過程で困難を招いた場合は、下記手順にて各役員を決定する。①自薦及び他薦で立候補者を受け付ける。②当選者は次の通りとする。 (1)立候補者が1名の場合は、無投票当選とする。 (2)立候補者が2名以上の場合は、無記名投票選挙とし、理事会当日にて選出する選挙立会い人3名の開票結果により当選者を定める。有権者は理事会出席者とする。
	第10条 (任期)	役員任期は、通常2年間とする。但し再任は妨げない。 任期途中で退任があった場合には、当該後任の任期はその残務期間とする。 役員任期は、協会諸事情により止むを得ない場合を除き、下記を上限とする。 (1)顧問・参与 (就任後4年間を目安とするが特に期間を定めない。) (2)会長 (就任後6年間) <任期2年X3期=6年> (3)理事長(就任後6年間) <任期2年X3期=6年> 尚、会長・理事長が同時期に改選とならない様に配慮を行うものとする。
	第11条 (補充)	役員ノートパソコン補充は、必要とするときには理事会で決める。

第5章	会議	
	第12条 (構成)	会議は、理事会、常任理事会、総会とする。
	第13条 (総会)	総会は、毎年3月に1回、会長の招集により第5条に定める登録団体会員の参加にて開催され、下記において決議を行うものとする。 総会の決議は、総会出席者の過半数の決議で定め、可否同数の場合は、議長(会長)がこれを決定する。 1、事業の報告と計画の報告 2、予算と決算の報告 3、役員承認 4、会則の改正承認 5、その他重要事項の報告
	第14条 (理事会)	理事会は、必要に応じて理事長が招集し開催され、顧問・参与、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事、常任理事、理事の構成とし、当日の出席人数及び委任状提出者数の合計が、理事会の過半数を超えたことを確認後、開催することが出来るものとし、次の事項を審議決議する。 尚、理事会の議事は、出席役員の過半数の決議で定め、可否同数の場合は、議長(理事長)がこれを決定する。 1、事業の報告と計画 2、予算と決算承認 3、役員選出 4、会則改正 5、その他重要事項
	第15条 (常任理事会)	常任理事会は、必要に応じて理事長が招集し開催され、顧問、参与、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事、常任理事の構成とし、当日の出席者数と委任状の提出者数を含めて常任理事会の過半数の出席がなければ開催することができない。 常任理事会の議事は、出席役員の過半数の決議で定め、可否同数の場合は、議長(理事長)がこれを決定する。
第6章	会計	
	第16条 (経費)	協会の経費は、会費、補助費、雑収入で充てる。
	第17条 (会費)	協会の会費は、理事会で審議し、総会で承認する。 協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。 1. 各種公共団体補助金 2. 事業に伴う収入 3. その他収入
	第18条 (会計年度)	協会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。
第7章	表彰	
	第19条 (表彰者)	全国大会等優秀な成績を上げた会員、その他協会の運営に顕著な功績のあった者については、別に定める規定により表彰する。
第8章	会則の変更と解散	
	第20条 (変更)	この会則は理事会の3分の2以上の同意を得て変更ができる。
	第21条 (解散)	協会は、理事会の4分の3以上の同意を得て解散することができる。これにより解散したときの残余財産は、理事会の決議を経て、類似の目的をもつ他の団体等に寄付するものとする。 尚、協会は、神奈川県連盟の地域協会として組織の一員である故に、解散に際しては、県連盟代議員会の承認を得るものとする。
第9章	補足	
	第22条 (会則の施行)	この会則の施行に必要な細則(内規含む)は、理事会にて審議し、総会の承認を得るものとする。
第10章	附則	
	第23条	会則の変更、改廃は、理事会で審議し、総会の承認を得るものとする。
	第24条	会則は、1998年4月1日から実施する。 改正:2020年3月31日 この会則は2020年4月1日より施行する。
	<内規>	別表1.(加盟団体) 別表2.(功労者) 別表3.(慶弔)

「別表 1.」

加盟団体

NO	クラブ名	責任者名	設立年度	日連クラブ登録 (2019年度)	備考
	＜一般クラブ＞				
1	横須賀ソフトテニスクラブ	作村博	1931年	○	
2	追浜ソフトテニスクラブ	満田敏彦	1952年	×	
3	菫門クラブ	出石稔	1955年	○	
4	逗子開成OBクラブ	奥平重則	1955年	○	
5	逗子クラブ	遠藤正好	1956年	○	
6	横須賀レディース	武生直子	1975年	○	
7	小槻クラブ	山口利博	1975年	○	
8	坂本クラブ	栗本頼一	1984年	○	
9	三浦クラブ	浅倉圭一	2000年	○	
10	PMC	森 徹	2007年	×	
11	黒船ソフトテニスクラブ	峯村陸斗	2017年	○	
	＜ジュニアクラブ＞				
1	横須賀ジュニアソフトテニスクラブ	大津信弘	1995年	—	
2	横須賀ドリームスポーツ少年団	本吉睦久	2017年	—	
	＜関連団体＞				
1	中体連	島川浩一	—	—	馬堀中学
2	高体連	石高俊幸	—	—	三浦学苑
	＜その他＞				
1	ペニンシュラソフトテニスクラブ	菅原 宏治	2007年	—	中学生育成(設立12年目)

2020年3月31日 理事会承認

「別表 2.」

横須賀ソフトテニス協会 功労者内規

- 第1条 横須賀市及び近隣団体でソフトテニス振興発展に関し、功労顕著の者をこの規定により表彰する。但し、上部団体への受賞候補者は除く。
- 第2条 表彰は次に該当する者で、当協会常任理事会が承認した者。
1. 長年にわたり、当協会発展の為に、特に功労のあった者。
 2. 年齢50歳以上の者で、10年以上にわたり、ソフトテニス普及・振興に努め、著しく功績のあった者。
 3. 特別の事情のあるものはこの限りではない。
- 尚、表彰は、翌年度の理事会にて行う。
- 附則 この内規は、2020年4月1日から施行する。

2020年3月31日 理事会承認

「別表 3.」

横須賀ソフトテニス協会 慶弔内規

第1条 本規約は、横須賀ソフトテニス協会の役員または協会功労者及びその親族の慶弔に関することを定める。

(旅費)
第2条 本協会の役員または協会功労者及びその親族が死亡した場合は、次の基準により弔意を表す。

区分	支給額	備考
本人	「弔電」「供花」および「香典」=20,000円	
父母(本人が葬儀を営む場合)	「弔電」	

* 弔問については、その都度会長と理事長で協議し対応する。

第3条 役員とは、横須賀ソフトテニス協会会則第4章に掲げる役員とする。

第4条 本協会役員の「不慮の災害」「病氣見舞」「慶事」については、その都度会長と理事長で協議し対応する。

2020年3月31日 理事会承認

附則 この内規は、2020年4月1日から施行する。